

第2回子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会 会議録

- 1 日時 平成22年7月6日（火）午後2時30分～午後4時30分
- 2 場所 職員会館かもがわ
- 3 出席委員 （五十音順，敬称略）
磯貝，上野，大畑，柏井，小室，柴原，寺石，徳田，中川，長浜，中村，長屋，西岡
藤岡，藤本，升光，水野，山内，山下（徹）
- 4 次第
 - (1) 第1回委員会の広報等について
 - ア 子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会ニュース
 - イ 第1回子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会会議録
 - (2) 条例に盛り込むべき内容について～他都市条例の参考事例から～
 - (3) その他

委員紹介

事務局から，第1回委員会を欠席していた委員を紹介

(1) 第1回委員会の広報等について

事務局から，資料1「子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会ニュース」，資料2「第1回子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会会議録」について説明。

(2) 条例に盛り込むべき内容について～他都市条例の参考事例から～

委員長

憲章は理念を表したものであるが，どのような方法で実現化していくかが，条例化に当たっての課題になる。いかに憲章の理念を市民の日常に浸透させていくかについて，前回の委員会では委員の方々から多くヒントをいただいた。本日は，条例をどのように具体化するのかという実質的な議論をしていきたい。まず条例のイメージを形成するため，他都市の事例を参考に検討することとしたい。

事務局から，資料3「他都市条例の参考事例」に基づき説明

委員長

条例に盛り込むべき内容として，憲章を更に広め実践を浸透させるためにはどのような工夫が必要なのか，アイデアや盛り込むべき内容，必要となる仕組み等について発言をいただきたい。

委員

憲章を広めるアイデアとして。私自身，2年半ほど前に出産したが，お母さんが最初に目にするものである母子手帳に憲章は載っていなかったように思うがどうか？

事務局

載っています。

委員

条例が絵に描いた餅にならないように、保護者への支援となるような条例にしてほしい。最近、国や市の財政事情で子どもが置かれる状況が変わってしまうことに疑問を感じている。家庭では、いくら家計が厳しくても子どもにかけられるお金には重きを置いているように、京都市の未来を支える子どもを、行政が全面的にバックアップしていくことを条例に盛り込んでもらいたい。また、幼稚園と保育所の一体化等についても、それぞれの保護者と市と一緒に考えていけるようにしてほしい。

委員

第1回委員会では、学校でお年寄りのデイケアを開催したことを紹介したが、今日は、そのときの生徒の感想を紹介したいと思い、資料として「学校だより」を印刷してもらった。生徒にとっては準備等で大変だったと思うが、「こんな経験をさせてもらってありがとう」「また参加したい」といった言葉が多かった。「お年寄りや地域の宝」「自分が他人の役に立つことは生きていくことに必要なこと」「なにかをしてあげることで得られる喜びがこんなに大きいとは思わなかった」といった感想もあった。また、生徒は、このデイケアで地域の連帯感、団結力といったものも感じてくれたように思う。

今の子どもたちは、他人に何かをしてあげて感謝されるという機会を十分に経験しているだろうか。褒めることによって子どもは伸びるが、何もしていないのにただ褒めても意味がない。苦勞して、共に汗をして、人に学んで、環境のなかで得た経験や知恵が子どもを成長させていく。狭い意味での学力ではなく、子どもが人間としての学力をつけるための地域教育をする、親をコーディネートする責務が学校にはある。「花壇の雑草を抜かしてな」と先生に言うと、先生が草を抜いていることがあるが、そうではない。生徒にやらせなければ意味がない。完成度ではなく、子どもが手に泥をつけて行う過程が大事なのである。私たちはそういった機会の設定とか、参画の促進に取り組み、子どもに苦勞をさせて評価するといった仕組みを作っていかなければいけないと感じている。

委員

憲章が、京都においてどのように位置づけられているのか。京都では、昔から「地域の子どもは地域で育てる」と言い、子どもの教育が中心にあって、その将来にまちの姿があるとの理念で、いろいろな施策が行われてきた。

現在は、そういう理念をすべての大人がもって行動しているかといえばそうではないし、行政も子どもを中心に位置づけていないと感じる。憲章の知名度が低い責任はどこにあるかと考えたときに、行政内部の組織割りの問題があるのではないかと感じる。京都市行政のなかで憲章の普及が一番大事という位置づけをしたうえで、組織を越えた取り組みをしてもらわなければならない。

条例の内容については、大人の行動規範をベースに、子どもにとってどうなのか、といった視点で個別的に考えていくことになると思う。例えば携帯電話でも時代によって位置づけが変わってくる。根本的な部分を押さえながら、様々な事象に対応できるようにしていかなければならない。

委員

憲章を浸透させていくには、少しでも関わったり、自分の言葉で述べたりすると責任を持つように

なる。回覧板で読んだくらいでは、なかなか実行してもらえない。例えば、PTA と人づくり 21 世紀委員会で児童ポルノの規制に関する署名を行った際、学生にも署名を求めたところ、そこから関心を持ち始めるようになった。全市民に署名を求めるのは無理だが、何らかの形で関わりを持たせる手法を考えなければいけない。

条例は、児童ポルノ問題等、時代によって変化する問題に強い手立てで対応できるようなものであってほしいし、世代間交流を投げかけるような内容であってほしい。そもそも、条例の前提となる憲章の特色は、大人が模範を示そうというものだから、それが前面に出るようにしてほしい。

委員

憲章は大人の行動規範だが、何歳からが大人か。最近では、30 歳や 40 歳で成人すると言われることがある。子どもが大人になるプロセスが少ない。学校、地域、社会がそういったプロセスを作っていないといけない。先ほどポルノの話があったが、昔は、いろいろな儀式があったり、闇の中で卑猥な話を大人に混ぜて子どもと一緒に聞くことがあり、そういう中で育っていくことで、健全な性の意識を持っていたと思うが、最近では携帯電話等で直接情報として入ってくるので、子どもが受け入れできていない。そういったプロセスを大事にすることも条例に盛り込んでほしい。

子育てに関する取組にしても、最初は自分の子どものためにと考えて参加した親たちが、いろいろな人や地域と関わるなかで、地域の大切さ、行政の動きといったところまで視野が広がっていく。そういった人が育ち、増えることで、地域からの孤立や虐待の防止に繋がっていく。子どもの環境にも良い影響を与えていくことなので、親と子どもが共に参画できる社会を作っていきたい。

委員

決められた約束はなかなか守られないもの。願いはありながら、それが実現されないから憲章や条例が作られる。だとしたら、条例を作る以上、「もう少し取り組まなければ」と思ってもらえる条例にしなければならない。子どもは、少し後ろめたい経験もしながら大人になっていくが、そのようなリアルな体験が活かされる幅広い条例であってほしい。堺市のような責務ばかりの条例では苦しくなる。外から与えられるものは嫌がられる。「子どもたちから学ぶ」「素晴らしい大人を皆に知ってもらおう」といったニュアンスが漂う、「自分たちも一歩踏み出そう」と感じてもらえるような条例にできたらと思う。

委員

条例で何ができるのか。虐待、薬物、性犯罪といった問題についての規制ということであれば、ひとつの機能を持ち得るだろうが、罰するだけでは良い社会にならない。

遊ばせておけばろくでもないことをする子どもでも、後で飲み物をあげるからと言ってテニスコートの雑草抜きを手伝わせると、喜々として取り組み、力を発揮する。機会を与えることが大切。それがより良い成長のきっかけになる。子どもが社会に参画できるようなことを盛り込んだ条例ができればよい。

委員

母親は、育児を負担に感じ、父親の育児参加も少ないために追い込まれている。そのことが虐待に

繋がっている。子育てが楽しめる環境を整えることが大切なので、母親に参画してもらう機会を作っていこうと、日々思っている。

中学生が保育体験に参加したとき、最初は遊び感覚で参加していたが、ある時、小さな子と一緒に騒ぐということがあって、「ルールは守らなければいけない」と注意した。そこから中学生の意識が変わり、小さな子の喧嘩の仲裁をしたりするようになった。様々なことに気づき、子どもは成長していく。子どもに対しては、単に手をかしてやるということではなく、実際の生活体験の場を提供してあげることが大切。一方で、子どもの成長を見ながら親も成長し、子どもへの責任を自覚していく。大人だから人を育てることができるものではない。楽しく子育てができる環境を作りたい。

委員

堺市の条例を見たとき、こんな条例ならば憲章のままでいいと思った。憲章を条例化するからには、企業、行政、学校に対して、例え強制力がなくても「こうならなければいけない」という文言が必要だと思う。それがなければ条例化する意味がない。少なくとも企業には罰則がないと浸透しない。若しくは、表彰制度を設けるといった工夫を。綺麗な言葉を並べただけでは何も変わらない。

委員

憲章には、大人や社会が取り組むべき課題が示されており、それを推進するために条例をつくるのであるならば、取り組むべき責務を規定することになると思います。罰則など強い手立てをとという考え方もありますが、これは馴染むものではなく、また、府の青少年健全育成に関する条例があり、一定罰則も含めた規制がされていると思いますので、重ならないよう考慮する必要があると思います。

憲章を浸透させる工夫として、いろんなイベント時だけではなく、憲章の内容が日々の生活に関わることであるので、地下鉄のカードに記載するなどできるだけ日常生活に目につきやすい形にしていけばどうかと思います。

委員

左京区のある会議で、出席者に憲章を知っているかと尋ねたら4～5人が手を挙げただけだった。いくら良い憲章を作っても、浸透させなければ絵に書いた餅であると感じた。

左京のある学区で、中学校の子どもと一緒に小学生の見守り活動を行っている。中学生たちは、次々とアイデアを出し、例えばお饅頭を商品化したり、喜んで取り組んでいた。子どもは、良い機会を与えられれば、素晴らしい能力を発揮するというのは、そのとおりである。

左京区の新基本計画案の冊子に意見募集用紙が添えられていたが、これは良い方法だと感じた。意見を述べる機会があるということは、それだけでPRになる。地域と教育関係者だけでなく、子どもや学生を巻き込んでいくことが大切。日常で実現できるようなことを、子どもの目線で考えていくべきと感じている。

子どもが「世界一の安心な地域にしたい」と言っていた。これは、「世界で一番通いたい学校に」と校長先生がスローガンに挙げていたことの影響から。結果、子どもは地域での挨拶等を一生懸命行っている。やはり、学校関係者が子どもを巻き込んでいくことが大切と思う。

委員

憲章には素晴らしい理念が並んでおり、これを否定する人は誰もいない。ただ、私たち大人が、このとおりに行動できているかという、難しいものがある。条例化に当たっては、より具体的で手の届く言葉に置き換えていくことが必要かと思う。

子どもたちは、地域の行事等に参加しながら育っていくが、保護者も地域との関わりのなかで同じように育っていくと感じている。行事にただ参加するだけではだめだということは、子どもも保護者も同じ。役割をこなすことで保護者が成長し、コミュニケーションの大切さを学ぶ。そのような保護者を見ることで、子どもも変わってくる。

保護者の孤立、虐待といった問題があるが、親同士、地域の連携で防ぐことができるものもある。条例には、罰則だけでなく、違いも認められて、追い詰めない、励みになるような文言を盛り込んでいきたい。責務よりは役割がふさわしい。

委員

一部の市民だけが盛り上がって、憲章や条例を作って満足してはいけない。条例を作ってからの方が大切。最初の委員の発言にもあったが、保育所・幼稚園等のジャンルに捕らわれず、ワークライフバランス等の課題も含めて、京都市行政として縦割りをなくして取組を進めてほしい。

私も子どもの患者に対しては、医療の説明を子ども目線で行っているが、子どもと接するときには、子ども目線に立つことが、どの市民にとっても求められていることだと思う。

京都でも地域によっては家庭力に差がある。「お母さん頑張る」だけではできないところも多く、積極的な行政のサポートをお願いしたい。

委員

この素晴らしい憲章を中心に条例を進め、決して後退することがないように。そして、市民からの提言を大切に盛り込み、市民の協働というメッセージを大事にしてほしい。何より、子どもの命と未来を重点的に考えいただきたい。

憲章について、関わっている人は知っているが、知らない人はまったく知らない。活動している者たちだけの自己満足に陥らないためには、とにかく市民に目にしてもらうこと。そこから初めて行動や活動に移っていく。条例を制定したときには、市民しんぶんに掲載するなど、たくさんの市民の目に触れるようにしてほしい。

委員

伝えたい人に届かないことが一番の課題である。憲章の理念を浸透させるための条例は、主体が大人であることが大きな特徴だ。子育てが楽しいと伝わる条例にしたいが、現状として、エイズ、薬物、虐待、携帯電話、児童ポルノ、有害図書、食育、深夜外出等、保護者が改善していかなければならない課題が多い。罰則までは必要ないかもしれないが、保護者、行政、企業の努力義務規定は必要だと思う。現状の課題を保護者に訴えられるような条例にしたいし、各々の役割として、企業にはワークライフバランスを求め、行政には学習機会を増やしてもらうことなども盛り込んでいきたい。また、毎月何日かを「憲章の日」と定めれば、イベントやアピールが増え、より浸透に繋がると思う。

委員

子どもを含めて大人も成長しましょうという憲章の理念を推進する条例に、罰則はなじまない。悪い環境を罰則で排除するという即効性を求めるものよりは、遅々とした足取りになるかもしれないが、保護者、学校、行政、事業者の責務を定め、その実効性をどう担保するか、それぞれの責務に対し啓発事業を進めていくのが良いのではないか。

子どもの権利、義務は、憲章を推進する条例を定めるものであるから、この短期間でどこまで規定できるかという心配もあり、難しいと思う。

行政は支援や啓発で関わり、保護者や地域の繋がりを進めていけるような形を盛り込みたい。京都には人づくりの伝統があるということから出発しているので、子どもを育む市民の力を大きく強くするために、行政が支援するという位置付けになるだろう。

市民の注意を喚起するために、「憲章の日」を条例で謳い、毎年イベントを行っていけばよいと思う。他都市では権利救済委員を設置している条例もあるが、児童相談所等を上手く活用すれば必要ないと思う。

委員

憲章を推進する条例なのだから、憲章の内容を踏襲する条例でよい。あまり難しいことを条例で規定しても、守ることができなければ意味がない。憲章を広報していくという観点で、憲章の日を定めるということは、一番良い手法だと思う。

委員

まず憲章ありきであるということ、条例は目的ではなく憲章を推進するための手段なのだと確信した。したがって、条例は、大人として、社会としてこうあるべきだという打ち出しが基本になっていくと思う。条例も大事だが、一人でも多くの人に憲章を知ってもらうことが一番大切。先日、市民憲章制定3周年記念の1,000名規模のイベントを行った。また、本日は、憲章の歌のCDを持参したので見てほしい。こういった周知活動を、いろんな団体、個人が粘り強く行っていくことが大事だ。

委員

周知することと推進することをどう分けていくのか。また、「推進」の意味をどう捉えるのか。単に憲章をそのまま打ち出すものなのか。今日の議論は憲章を作ったときの議論によく似ている。条例として憲章の理念を具体化して児童ポルノ等の問題解決に取り組んでいくものなのか。そのあたりを整理しないと。

委員

他の自治体での条例制定の効果はどうか。

事務局

残念ながら効果についてはヒアリングしておらず、定かではない。

委員長

本日の議論は、憲章の出発と似た発言が多かったように思う。憲章が、市民の日常の中でより生き

たものなるような形にしてほしいということが、諮問内容だと思う。したがって、条例化によって、憲章を具体化していくことになる。具体化には大きく分けて2つある。1つは、理念そのものの具体化で、これは遅々として進まないが、心には染みるものになる。もう1つは、即応的に時事的な問題に対応することで、普遍性に繋げていくもの。諮問内容からすれば、後者が求められているのであろう。これまでは、憲章という理念を掲げているものの、具体的な問題については、一向に解決策が出てこなかった。これを解決するために、条例において、罰則ではなく、市民の力によって健全化できるような指針が示されればよい、という流れになると考えている。

憲章に書かれていることは、市民のライフスタイルに直結している。だから、罰則規定を設けることは、相当な勇気があるし、大変難しい。それよりは、モチベーションを高めるような仕組みを作っていくことが必要。規制イコール罰則ではなく、設計段階からの規制もある。憲章という理想に至る道筋をいかにつけるかということが条例の中身になる。

ポイントは、かなり具体的でないといけないということ。抽象的なら憲章と同じで、誰も見てくれなくなる。人づくりの伝統をいかしながら、先進的なものを打ち出す、今までにない条例になるだろう。

憲章は、結局、大人も子どもも一緒に学び成長しましょうということ。子どもから学ぶという視線も含めて具体化していきたい。逆に、子ども中心の、子どもに大人が巻き込まれるような仕組みを作ってもよい。大人目線だけで条例を作ってはいけない。

行政の横串の問題がある。厚生労働省、文部科学省が実施しないものでも、何か京都市が先に実施できるものがないか、そういったことを条例に盛り込めないか。行政からも知恵を出してもらいたい。また、諸団体の方々にも、もう1歩踏み込んだ取組は何かを考え実践してほしい。

京都市の人口は150万人。1%でも1万5千人になる。この人数を簡単には集められない。このように啓発活動は大変難しいので、様々な工夫を凝らしたり、繰返し行うことが必要になる。例えば毎日電車で吊り広告があるとか、毎回市民しんぶんに掲載されているとか。とにかく連続性が重要になると思う。

即効性だけを考えて条例を作ると、すぐに改正が必要になり、失敗となる。即効性と普遍性の両方を実現することは法技術的には難しいが、考えていかなければいけない。

委員

委員会だけでなく、もっと気軽に話せる場を設定してもらえれば、さまざまな意見が出されるのでは。

(3) その他

事務局から、市民公聴会、子どもを共に育む未来フォーラムの日時等について説明。

委員長

第3回委員会では、条例の骨格のようなものを事務局から提出してもらい、それに沿って議論を詰めていきたいと思う。

事務局

次回の委員会については7月20日火曜日の午後3時から。場所については未定であるが、案内を送付させていただくので、そちらで御確認いただきたい。以上をもって、第2回委員会を閉会させていただきます。